**島原市お気持ちをテイクアウト事業**

**プレミアム付食事券を発行[12月５日（土）販売開始]します**

**食事券の名前は、「島原市テイクアウト＆食事券」です！！**

食事券の取扱登録店として、この事業に参加したいお店は、必ず申請が必要となります。

［登録資格］　**島原市内の飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業**

　　　　　　　　　※同封の登録店確認フローチャートにて、確認をお願いします。

［受付期間］　**令和２年１１月２６日（木）～１２月２日（水）　午前１０時～午後５時**

※土・日を除く。

　　　　　　　　　※受付期間内にご登録頂いた場合、「食事券使用可能登録店」として名簿を作成し、

購入者が食事券を購入する際に配付します。

［受付場所］　**島原商工会議所　又は　有明町商工会**

［登録手続］　次の①～④をご提出ください。

**①「島原市テイクアウト＆食事券発行事業参加申請書【様式第１号】」**

**②「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」のコピー**

**③登録店確認フローチャート**

**④非会員で島原市内本店登記の法人事業者の場合は、登記簿謄本（３ヵ月以内、コピーでも可）を添付してください。【該当事業者のみ】**

**➔ご提出頂けない場合は、換金手数料が３％となります。**

**但し、令和２年度島原市プレミアム付商品券発行事業の登録店で、本店所在地に変更がない場合は、登記簿謄本の提出は免除します。**

　　　　　　　　　※島原市内に複数店舗ある場合は、それぞれの店舗で申請が必要となります。

※申請書及びフローチャートは、島原商工会議所又は有明町商工会のホームページからダウンロードできます。

　　　　　　　　　※申請手続きに下記のものをご持参ください。

◆事業者代表者印

◆事業者ゴム印

［換金手続］　消費者から受け取った使用済み食事券は、**島原商工会議所（月・水・金）**、及び

　　　　　　　　**有明町商工会（****火・木、但し令和３年２月まで）、島原市役所有明庁舎（火・木、但し令和３年３月のみ）**にて換金します。

　　　　　　　　　※下記の換金手数料を差し引いて、小切手にてお支払い致します。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 換金手数料 |
| 島原商工会議所・有明町商工会会員（令和２年１１月１０日現在） | ０％ |
| 上記非会員 | 個人・島原市内本店登記の法人 | １％ |
| 島原市外本店登記の法人 | ３％ |

［換金手数料］

◎随時ホームページを更新しますので、詳細につきましては、島原商工会議所又は有明町商工会のホームページをご確認ください。

◎登録手続及び換金手続は、混雑が予想されます。何卒ご協力をお願い申し上げます。

|  |
| --- |
| **お問い合わせ先** |
| 島原商工会議所〒855-8550　島原市高島二丁目7217ＴＥＬ　0957-62-2101ＦＡＸ　0957-62-2393E-mail　info@shimabara-cci.or.jp | 有明町商工会〒859-1415　島原市有明町大三東戊1427-3ＴＥＬ　0957-68-0255ＦＡＸ　0957-68-0223E-mail　ariake@shokokai-nagasaki.or.jp |